

栗東市特別支援教育推進計画

平成30年度～32年度

平成30年3月

栗東市・栗東市教育委員会

はじめに

特別支援教育が法律上明確に規定されて以来10年を迎え、滋賀県では、平成28年3月、「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（実施プラン）」が公表されました。

障害者の権利に関する条約の批准や、それに伴う「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」をはじめとする国内法の整備や、インクルーシブ教育システムに関する国の動向、障害者差別解消法の施行など、障がいのある児童・生徒を取り巻く環境の変化に伴い、特別支援教育の一層の推進を求められています。

本市では、平成29年3月、「栗東市特別支援教育基本ビジョン」を策定し、栗東市における特別支援教育の推進に向け、園・学校・関係機関が連携・協働するためのものとなりました。特別支援教育に関連して、障がい者理解を推進することにより、周囲の人々が、障がいのある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要です。次代を担う子どもに対し、学校園において、これを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながります。その基本的な方向性としては、障がいの有無にかかわらず、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきであると考えます。それぞれの子どもが、学習活動に参加している実感や、「できた」「わかった」という達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要となります。これらのことを進めていくことが、学校園におけるいじめや学力向上の課題解決にもつながることになります。

栗東市特別支援教育推進計画は、一人ひとりの子どもたちの力を、子どもたちに関わる全ての人や関係機関などが協力して引き出し、互いに認め合い共に育つ教育を進めていくことこそが、新しい社会づくりにおいて大変重要であるということを考慮して特別支援教育に関する様々な施策を実施し、特別支援教育のさらなる充実を図ろうとするものです。

栗東市教育委員会は、本計画を着実に推進し、障がいのある幼児・児童・生徒（以下、児童等）の自立と社会参加の実現を目指してまいります。

結びに、本推進計画の策定にあたり、貴重なご意見を頂戴し作成にご協力いただきました関係の皆様へ深く感謝申し上げますとともに、本推進計画の実現に向け、今後のご支援とご協力をお願い申し上げます。

平成30年3月

※「障害」と「障がい」の表記について

本推進計画において、法や引用文中を除き、「障がい」に統一いたします。

「障害」や「障碍」などの表記もありますが、先に立案されております他の関連計画においても、「障がい」の表記となっておりますので、それに準じます。

目次

第1章	栗東市特別支援教育推進計画の策定について	- 1 -
1.	計画策定の趣旨	- 1 -
2.	計画の位置づけ	- 1 -
3.	計画の期間	- 2 -
4.	計画の構成	- 2 -
5.	計画策定の体制	- 3 -
6.	国及び滋賀県の動向	- 3 -
第2章	栗東市における特別支援教育の現状と課題	- 5 -
1.	市全体の状況	- 5 -
2.	保幼園・学校における取組等の状況	- 13 -
3.	特別支援教育に関する、保護者や関係団体等からの意見聴取	- 15 -
4.	栗東市内幼児園、幼稚園、保育園、小学校・中学校教職員からの意見聴取	- 16 -
5.	栗東市における特別支援教育の課題	- 20 -
第3章	栗東市特別支援教育推進計画の基本理念	- 21 -
1.	基本理念	- 21 -
2.	基本指針	- 22 -
第4章	栗東市特別支援教育推進計画における施策と具体的な取組	- 23 -
1.	基本施策1 円滑な接続の仕組みづくり	- 23 -
2.	基本施策2 園・学校と関係機関等との連携・協働	- 24 -
3.	基本施策3 園・学校の支援力向上の推進	- 26 -
第5章	各校園で取り組むこと	- 28 -
1.	教育的ニーズの把握	- 28 -
2.	保護者・本人のニーズの把握	- 28 -
3.	個別の教育支援計画の効果的な活用	- 28 -
4.	校園内委員会の効果的な運用	- 28 -
5.	高等学校との連携	- 28 -
第6章	栗東市・関係機関に協力を願うこと	- 30 -
1.	共生社会に向けての充実	- 30 -
2.	個別の教育支援計画の作成推進	- 30 -
3.	健康診査及び健康診断を活用した実態把握の充実	- 30 -
4.	就学前支援機関との連携	- 31 -
5.	障がいにかかる相談等を専門的に行うことのできる機関の連携強化	- 31 -
6.	家庭に対する支援の充実	- 31 -
7.	地域や市民への周知	- 31 -
参考		- 32 -
1.	栗東市特別支援教育推進協議会設置要綱	- 32 -

第1章 栗東市特別支援教育推進計画の策定について

1. 計画策定の趣旨

本市では平成19年度の特別支援教育の本格実施に伴い、小・中学校の状況、国や滋賀県の動向等を踏まえ、特別支援教育にかかわる事業を推進してきました。平成25年には、同年を初年度とする「栗東市第5次栗東市総合計画（前期基本計画）」の策定、平成29年からは、学校教育に関する「第2期栗東市教育振興基本計画」が策定され、年次的・体系的な目標に沿った取組を進めているところです。

この間、国では、国連の「障害者の権利に関する条約」締結に向けた国内法整備の一環として、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、さまざまな周知活動や制度の制定が行われてきました。

滋賀県においても、障がいのある児童・生徒数は今後も増加していくとの推計に基づき、相応の期間をかけた適切な対応が必要であるとの見込みから、「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(基本ビジョン)」をもとに、「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(実施プラン)」が平成28年3月に策定され、多様な教育体制の整備や指導内容・方法の充実、推進体制の充実に取り組んでいます。

栗東市での年齢別人口を詳細に紐解くと、平成29年4月1日現在で「0～18歳」の人口は15,258人（市人口の22.4%）であり、さらに、その親世代にあたる「20～60歳」の人口は37,371人（市人口の54.8%）となり、併せて52,629人（市人口の77.1%）となります。栗東市は、18歳までの子どもとその親（子育て世帯）が人口の約8割を占める人口構成となっています。

栗東市教育委員会では、子ども発達支援課や保育園・幼稚園・幼児園、小・中学校との関係性を密にしながら早期連携・早期支援に取り組むとともに、特別支援教育の一層の充実を図っています。さらに、平成27年度より、文部科学省受託事業として、「首長部局等との協働による新たな学校モデルの構築事業～幼児期から青年期を貫く子育て・教育支援モデルの構築～」を進めてきました。この事業において、校園職員のスキルアップ研修や高校期支援の開発のための調査研究、個別の教育支援計画の引継体制の確立が進みました。また、平成28年度には、「栗東市特別支援教育基本ビジョン」を策定しました。

本計画では、これらの背景や基本理念、基本指針を継承しつつ、本市の特長である、切れ目ない相談・支援体制の強化を目指し、取組の方向や目標を定めました。

2. 計画の位置づけ

「栗東市特別支援教育推進計画」は、「第5次栗東市総合計画」の策定に伴い、平成29年には、学校教育に関する「第2期栗東市教育振興基本計画」の方向性を受けて、特別支援教育を実施するための計画として位置付けられています。

- (1) 本市の特別支援教育推進の基本となるものです。
- (2) 本市の最上位計画である「栗東市総合計画」を受け、また他の分野別基本計画との整合性を確保しながら推進するものです。
- (3) 教育行政を取り巻く環境や、財政状況の変化に対応して、弾力的に運用するものです。
- (4) この中で示す方向や施策について、市民の理解と協力および積極的な参加を求めるものです。また、国・県に対しては、積極的な支援と協力を期待するものです。

3. 計画の期間

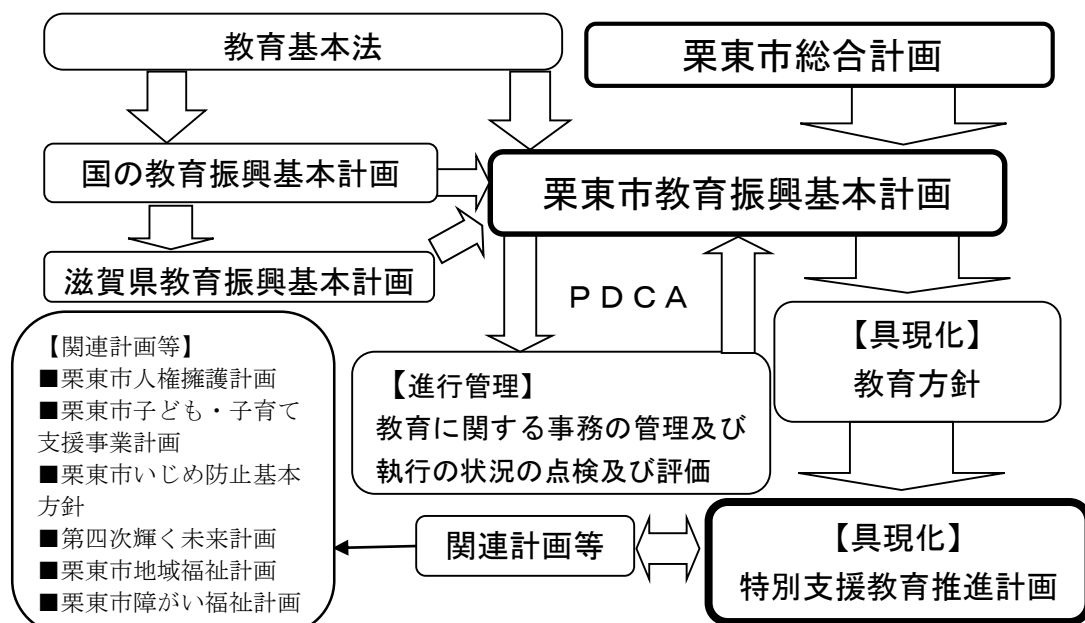
「第2期栗東市教育振興基本計画」は、平成31年度までとなっており、県の「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(実施プラン)」では、平成33年から平成37年度までは、全県的に拡大をさせる計画となっています。両計画との整合を図るため、本市特別支援教育推進計画は、「平成30年度から平成32年度(3年間)」とします。

続く第2期計画は「平成32年度から平成37年度」の6年間(予定)とし、引き続き国・県との整合を図る予定です。なお、国や滋賀県、社会情勢の変化などにより、特別支援教育に関わる法改正や事業等の見直し等があった場合は、必要な計画の見直しを行います。

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
国	第2期教育振興基本計画					(予定)第3期教育振興基本計画							
滋賀県	第2期滋賀県教育振興基本計画					(予定)第3期滋賀県教育振興基本計画							
栗東市	滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(実施プラン)H28~H37												
	第五次栗東市総合計画(前期・後期)					(予定)第六次栗東市総合計画							
	第1期栗東市教育振興基本計画				第2期栗東市教育振興基本計画			(予定)第3期栗東市教育振興基本計画					
				基本ビジョン	栗東市特別支援教育推進計画			(予定)第2期栗東市特別支援教育推進計画					

4. 計画の構成

本計画は、「栗東市総合計画」を上位計画とし、他の関連計画とも整合を図り策定するものです。



5. 計画策定の体制

(1) 栗東市特別支援教育推進協議会推進計画策定部会

平成29年6月、本計画を策定するための検討部会を設置しました。委員は、学識経験者、庁内の関係部署より、特に業務上の関連が深い、学校教育課、幼児課、子ども発達支援課の3課を中心に、計4回にわたる検討を行いました。

(2) 保護者や市民、関係機関からの意見・要望

市立小・中学校の特別支援学級に在籍する保護者や、関係機関の代表からの意見等を計画策定の参考にしました。

(3) 教職員からの意見聴取

市内保育園・幼稚園・幼児園、小・中学校で特別な支援や配慮を必要とする児童等の指導等に当たっている教職員から意見を聴き、計画策定の参考にしました。

(4) 市民からの意見募集

市民からの意見について、平成30年1月15日から平成30年2月9日までの間で募集を行いました。

6. 国及び滋賀県の動向

(1) 国の動向

○発達障害者支援法

平成17年4月に施行されたこの法律は、発達障がい者の定義と、発達障がいへの理解や支援を促進すること、医療・福祉・教育など支援する部局の連携などについて定めています。

平成28年5月、約10年ぶりに法改正され、周囲の理解不足などの「社会的障壁」を取り除く必要があること、個々の特性に応じて学校で個別計画を作成すること、子どもから高齢者まで切れ目のない支援を目指すことなどが盛り込まれました。

○障害者基本法

平成16年6月に障害者基本法が改正され、第14条では「国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない」と規定されました。

そして、平成23年8月に施行された第16条（教育）の規定では、障がい者がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障がい者である児童及び生徒が障がい者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならないこと等が示されています。

○障害者の権利に関する条約

平成18年12月の国連総会において採択され、日本は翌平成19年9月に署名しています。その後は批准に向けた国内法制度の整備の一環として、平成23年8月に障害者基本法の改正、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。同年12月には、条約に締結することを国会が承認し、平成26年2月から効力が生じました。

○学校教育法の改正

平成19年4月の学校教育法の改正により、従来の「特殊教育」から「特別支援教育」へと転換が図られました。その後、平成25年9月には学校教育法施行令の一部改正が行われ、就学先を決定する仕組みの改正や、障がいの状態等の変化を踏まえた転学に対応できる体制の整備等が求められるようになりました。

○共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 (報告)

平成24年7月には、中央教育審議会初等中等教育分科会において「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」が示されました。共生社会の形成に向けて、就学相談・就学先決定のあり方や、障がいのある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備、多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進、特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等についてまとめられています。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定と施行

平成28年4月に施行されたこの法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者基本法第4条の「差別の禁止」の規定を具体化するものとして位置づけられており、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めることによって、差別の解消を推進し、それによりすべての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として制定されました。

○発達障がい者支援に関する行政評価・監視結果に基づく勧告

平成29年1月20日に総務省より出された勧告では、発達障がい児の早期発見、発達障がい児に関する支援計画及び指導計画の作成の推進、発達障がい児に関する情報の共有・引継ぎの推進が示されています。この勧告を受け、文部科学省、厚生労働省も適切な対応を求めています。

(2) 滋賀県の動向

○「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(基本ビジョン)」

平成27年3月、滋賀県教育委員会では、県における特別支援教育推進の基本的な方向を示す「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(基本ビジョン)」を策定し、滋賀県の特別支援教育の今後の方向性として、インクルーシブ教育システムの構築ときめ細かな就学・進路指導を通じた社会的・職業的自立の実現を示しています。

○「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(実施プラン)」

平成28年3月、滋賀県教育委員会では、「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(基本ビジョン)」の中の7つの観点に基づき、障がいのある子どもと、障がいのない子どもが共に育つことのできる教育とその指導の充実をめざし策定されました。

第2章 栗東市における特別支援教育の現状と課題

1. 市全体の状況

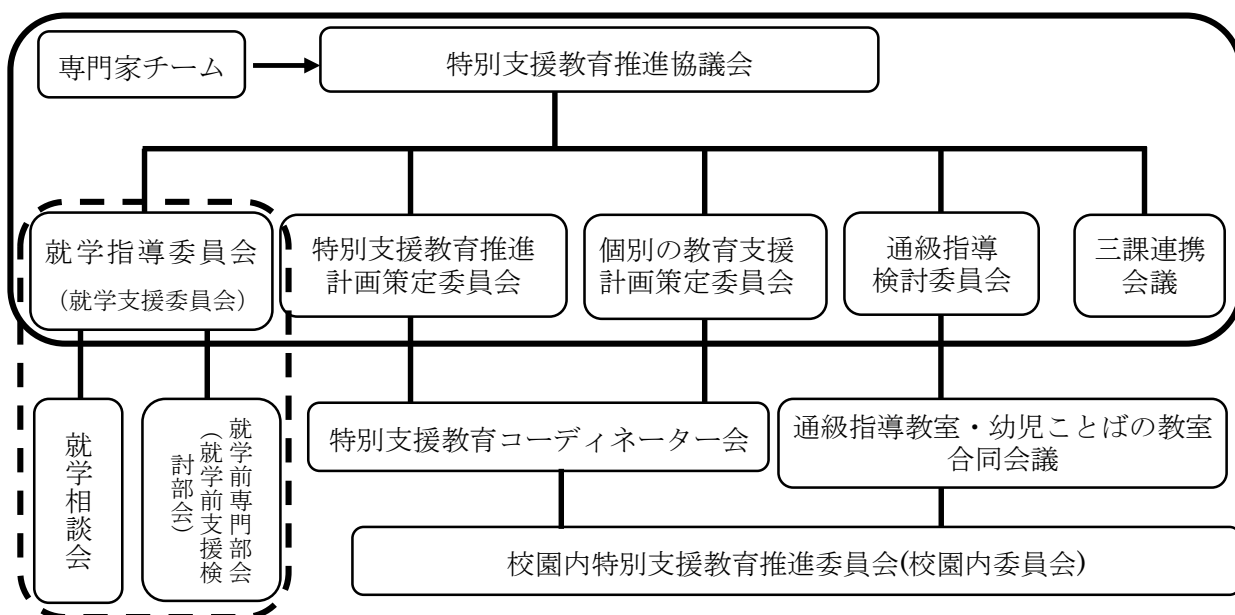
栗東市には、平成29年4月時点で、公立幼稚園が4園、公立保育園が3園、公立幼児園が5園、法人立保育園が6園、小規模認可保育園が1園、市立小学校が9校、市立中学校が3校あります。他にも市内には、県立高等学校が2校、県立聾話学校1校があります。

就学前では、特別な支援を要する園児に加配保育士、加配教員を配置し、保育・教育への支援を行っています。小中学校では、特別支援学級の設置や市独自の特別支援教育支援員を各校に配置しています。

(1) 栗東市における特別支援教育の推進体制について

栗東市特別支援教育推進協議会は、平成20年4月に設置され、設置要綱の第1条「栗東市に在住し、幼稚園・保育園・幼稚園・小中学校に通園(学)する聴覚及び言語機能の何らかの障がいのあるものを主として、発達障がいのある児童等に対しても、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び支援の充実のため栗東市特別支援教育推進協議会を設置する」とあります。

その後、平成22年4月に栗東市発達支援室(現子ども発達支援課)が新設され、同時に「幼児ことばの教室」の主管が学校教育課から移管されました。このことにより、それまでの協議会での一定の目的が達成できたという判断から、平成22年度「第1回栗東市教育委員会定例会」において教育委員会としての設置要綱が廃止された経緯があります。しかしながら、ここ数年来の社会状況や学校課題を踏まえて、栗東市の特別支援教育の充実に向けて関係者が集い協議検討する場として本協議会の開催を望む声が強くなり、平成26年度に開催する運びとなり、市の特別支援教育を推進していくための主体としての働きを担っていくことを確認し、平成27年度より受託した文部科学省国庫補助金事業「首長部局との協働による新たな学校モデルの構築事業」の推進主体(協議体)に位置づけ、再設置されました。本協議会には、主管となる教育委員会や市内の保育園・幼稚園・幼稚園(法人立を含む)、小・中学校の代表者、市長部局が管轄する幼児課・子ども発達支援課などが含まれ、高等学校や特別支援学校の担当者にも委員を委嘱しています。



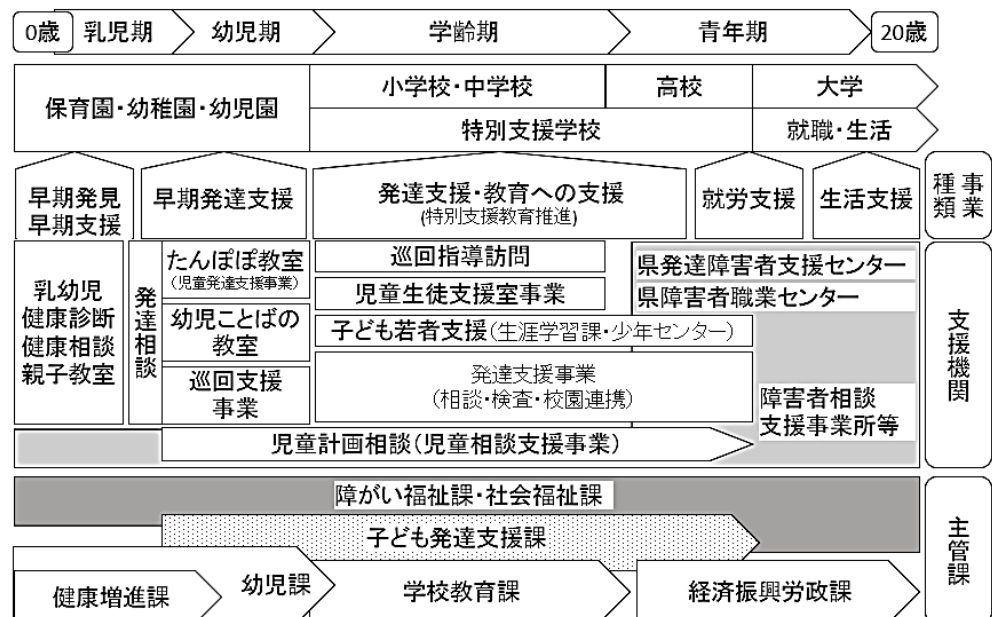
会議名	主な内容
特別支援教育推進協議会	本市の特別支援教育の振興や通級指導教室の通級、就学、指導、関係機関との連携など、特別支援教育全般に関すること
就学指導委員会 (就学支援委員会)	就学就園や教育相談、その他特別支援教育の振興に関すること(平成30年度より就学支援委員会に改称)
就学相談会	校園や保護者と専門家が就学についての個別相談に関すること
就学前専門部会 (就学前支援検討部会)	保育園における支援の充実に関すること(平成30年度より就学前支援検討部会に改称)
特別支援教育推進計画 策定委員会	本推進計画の策定並びに、進捗確認に関すること
個別の教育支援計画 策定委員会	個別の教育支援計画の取扱等についての検討に関すること
通級指導検討委員会	通級指導教室(ことばとまなびの教室)への通級に関すること
通級指導教室・幼児こ とばの教室合同会議	通級指導教室と幼児ことばの教室等の連携に関すること
三課連携会議	特別支援教育に関して、学校教育課、幼児課、子ども発達支援課の3課で検討すべき内容に関すること
校園内特別支援教育 推進委員会	各校園における特別支援教育の推進に関すること
特別支援教育 コーディネーター会	各校園の特別支援教育コーディネーター間での情報交換や研修に関すること

(2) 本市の発達支援と特別支援教育をめぐる現状

ア 栗東市発達支援システム

栗東市では、平成22年4月に設置した栗東市発達支援室(現子ども発達支援課)を中心に、幼少期から高校期までの一貫した支援を目指した体制作りに取り組んでいます。現在では、幼児期、就学前、学齢期までの支援システムの構築はできているものの、成人期に至るまでのシステムの完成には至っていません。また、障がい種別も段階的に拡張する予定でしたが、同様の理由により、設置当初の「発達障がい」から拡張できていません。

しかし、発達障がいに限っては、各年代(3%~10%)の対象児童を網羅し、校園と共に発達支援室や各関係部署が協働して支援を行っています。



イ 特別支援教育にかかる課題

こうした状況の中、本市各校園で行われる特別支援教育においては、保護者だけでなく、校園も以下のような課題を抱えています。

- (ア) 校園での生活に適應できるか、十分な支援が得られるのかという保護者の不安感
- (イ) 就・進学時期の異なる組織への引継のため、情報の欠落、支援の一時低迷による不適応の心配
- (ウ) 園・学校は、保育・教育的支援以外が不十分なことについての困り感
- (エ) 高等学校進学時以降、状況追跡が困難になり、支援状況がつかめない時期
- (オ) 高等学校卒業から社会的自立に至るまでの主となる支援機関へのつなぎ

特別支援教育においては、その基となる保育士、教職員のスキルアップに向けた取組は、残念ながら、特別支援教育がスタートした平成 19 年をピークに下降気味となっていました。

また、高等学校への移行支援体制の検討が始まっているものの、進められてきた支援が就労期を前に断絶するという状況もあります。さらには、「個別の教育支援計画」の作成や引継においても、園・学校、私立学校・県立学校という、異なる組織の間の中で円滑に行えないという課題を抱えています。

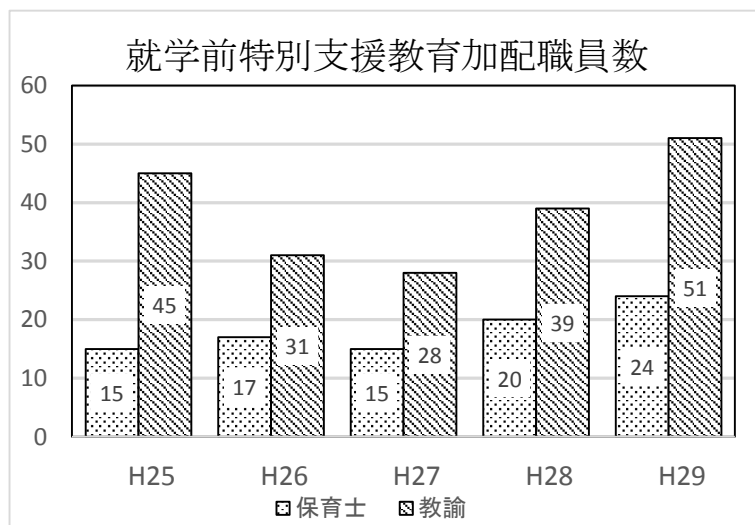
ウ 発達支援と特別支援の協働

本市教育委員会の調べでは、学齢期における通常学級における支援を要する児童生徒の割合は、10%以上となり、全国平均値(約6.5%)と比べて、非常に高く、またそうした児童生徒への適切な対応が十分にできていない実情があります。

しかし、上記のような課題解決のため、平成 27・28 年度に、文部科学省指定事業として、「首長部局等との協働による新たな学校モデルの構築事業～幼児期から青年期を貫く子育て・教育支援モデルの構築～」を地域課題として事業(研究)を推進してきました。その成果として、特別支援教育の充実に向けた取組を活性化させる大きなインパクトを与え、高校生期の支援に向けた調査研究と幼児期における個別の教育支援計画の普及に乗り出すという、多面的縦断的な取組を進め、関係者の協力を得られました。

(3) 就学前における特別支援教育加配保育士・教員数

就学前教育における特別支援教育を支援するために、幼児課として、特別支援教育加配職員を配置しています。園での早期発見・早期対応の取組を支えるための重要な対応です。早期発見に伴い、加配職員数の増加とその充足が課題となります。



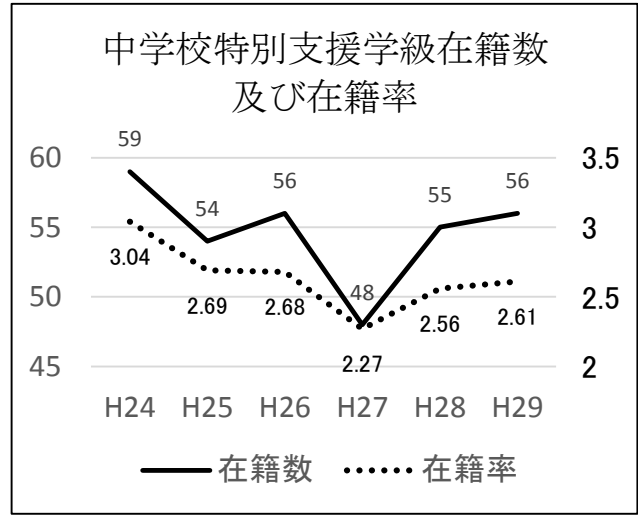
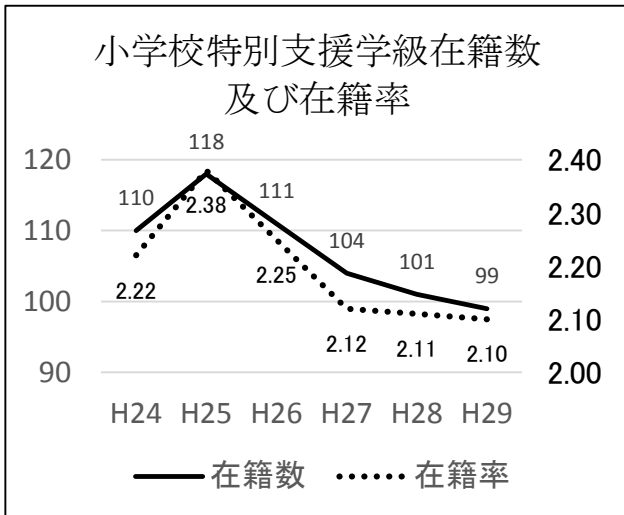
(4) 特別支援学級に在籍する児童・生徒数

市内小中学校における特別支援学級は、県教育委員会が設置しています。知的障がい学級は、平成29年度は、すべての小中学校に設置されています。学校によって、設置されている特別支援学級の種別の違いはあります。

ア 特別支援学級の在籍数及び在籍率

特別支援学級に在籍する児童生徒数及び、在籍率は以下の通りとなっています。

小学校での在籍数には減少傾向が見られますが、中学校での在籍数は増加の傾向が見られます。小学校での在籍率は、2.2%前後で推移し、中学校では、2.6%前後で推移しています。

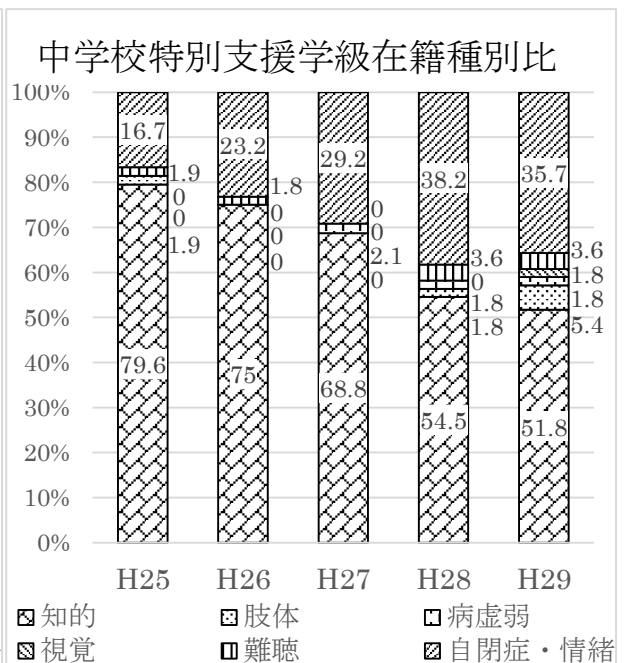
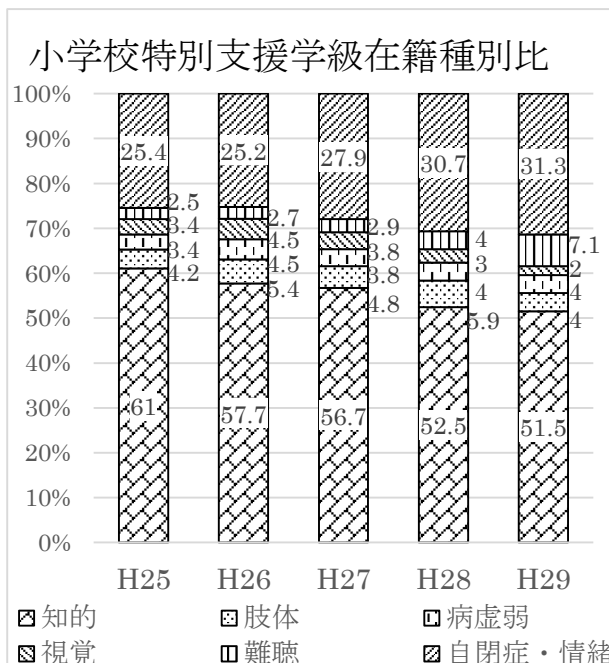


イ 特別支援学級での所属種別比

特別支援学級には、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がいの6つの種別があります。

知的障がい学級は市内全小学校9校、中学校3校にあります。小学校・中学校ともに、知的障がい学級在籍数は減少傾向となっています。

自閉症・情緒障がい学級は知的障がい学級と同じく平成29年度は、市内全小中学校にあり



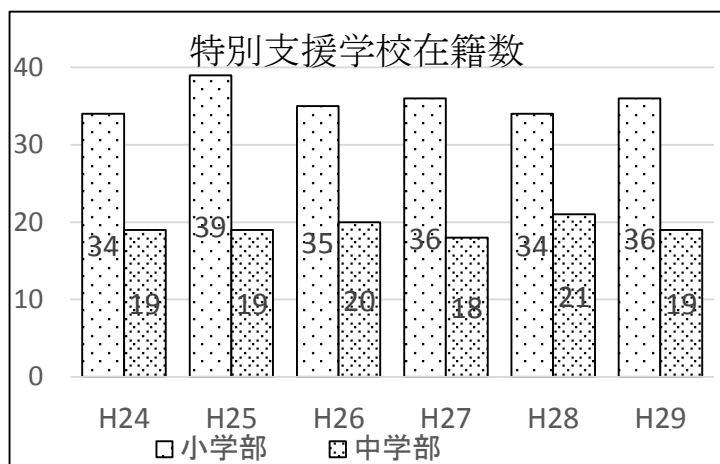
ます。中学校の自閉症・情緒障がい学級在籍児は増加傾向となっており、平成29年度は平成24年度の2倍となっています。

肢体不自由学級は、平成29年度は小学校4校、中学校2校に、難聴学級は、小学校2校、中学校2校に、弱視学級は、小中学校それぞれに1校ずつあります。肢体不自由学級は、増加傾向にあります。

(5) 特別支援学校の在籍児童・生徒数

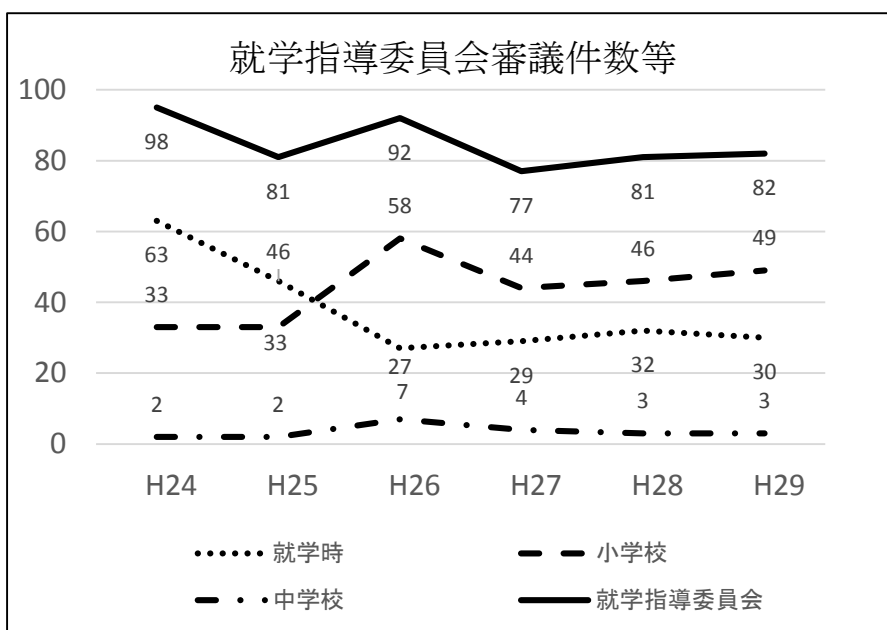
県内の特別支援学校に在籍している児童生徒数は、小学部では、35名前後、中学部では、20名前後で推移しています。

主たる在籍校は野洲養護学校で、平成29年度は9割が在籍しています。



(6) 就学指導委員会の審議件数

就学指導委員会は、障がいのある幼児、児童及び生徒の就学並びに特別支援教育の充実を図るために設置され、就学就園や教育相談、特別支援教育の振興に関することを主な業務としています。就学指導委員会での審議件数は、右図のようになっています。



(7) 個別の教育支援計画

平成22年度子ども発達支援室発足とともに、個別の教育支援計画を作成しました。小学校や中学校においては、個別の教育支援計画の必要性を理解し、児童・生徒の実態を捉え、それぞれに応じた支援の方向性が見出せるよう、作成をすすめていました。しかし、就学前における個別の教育支援計画については作成実現につながらない課題があり、平成28年度までは個別の指導計画の充実を図っていました。

個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成は、特別な支援を必要としている児童等についての状況把握や支援の在り方を探り、支援をつないでいくものと考えています。その重要性を

再認識するために、平成27年度に個別の教育支援計画の引継体制の確立に向けての個別の教育支援計画検討会議を立ち上げ、就学前からつなげる個別の教育支援計画の内容等の整理・策定をすすめてきました。

個別の教育支援計画・個別の指導計画は、子ども及び保護者との支援懇談を経て、連携して作成するものです。そのため、保護者の理解が得られないと計画を書面にし、共有することは難しくなります。また、教育上特別の支援を必要とする児童等については、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要であり、「家庭や医療・保健・福祉・労働等」の関係機関との十分な連携の上で、個別の教育支援計画を作成・活用することが必要であると考え、各校園での積極的な取組を推進していきます。

【平成29年度 個別の教育支援計画】

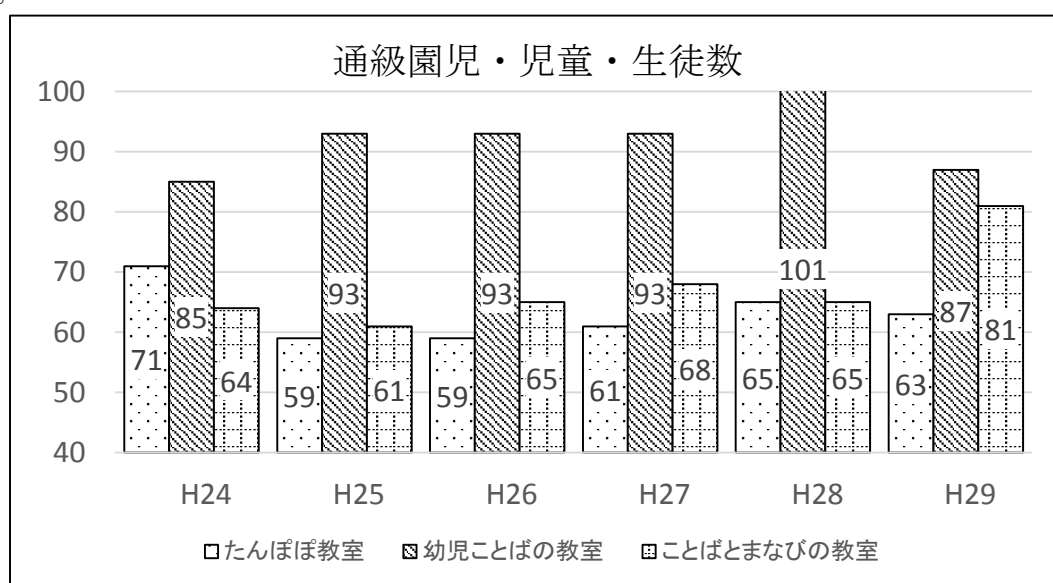
	就学前	小学校	中学校	合計
特別な支援を必要とする園児	190			190
通常学級在籍で特別な支援を必要とする児童・生徒		267	100	367

(8) 通級指導教室通室園児・児童・生徒数

本市では、子ども発達支援課が主管する児童発達支援事業所のたんぼぼ教室において、療育を中心に行っています。また、幼児ことばの教室では、幼稚園等に通園している4・5歳児の園児が並行通園し、ことばとコミュニケーションを中心とした支援を行っています。

学齢期では、市内3小学校に、通級指導教室（ことばとまなびの教室）が設置され、通常学級に在籍しながら、通級指導教室で支援を受けている児童生徒もいます。なお、平成29年度からは、中学校にも通級指導教室が開設され、新たに中学校での支援の充実が図られています。

今後充実した支援のためには、指導員の増員や教室の増設を視野に入れていく必要があります。

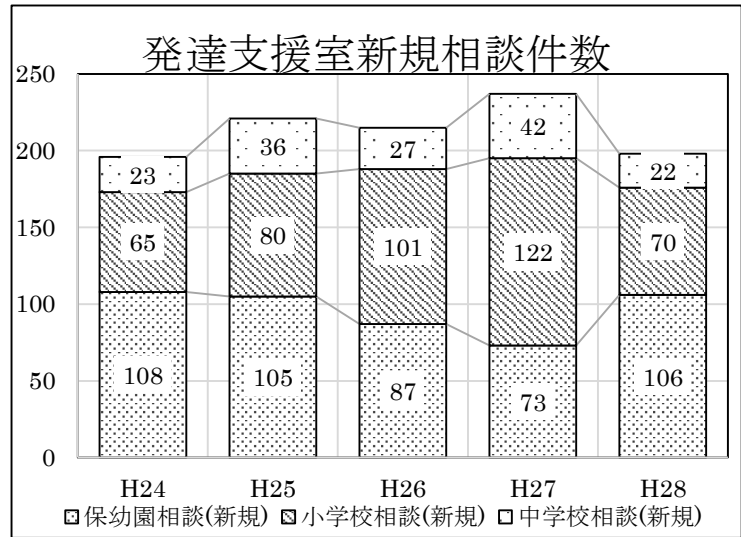


(9) 発達相談の利用状況

ア 新規相談受付件数

発達支援室において、保護者からの直接相談、校園を通じての相談ケースを含めると、年間約200人の子どもについて、新規ケースとして相談を受け付けています。

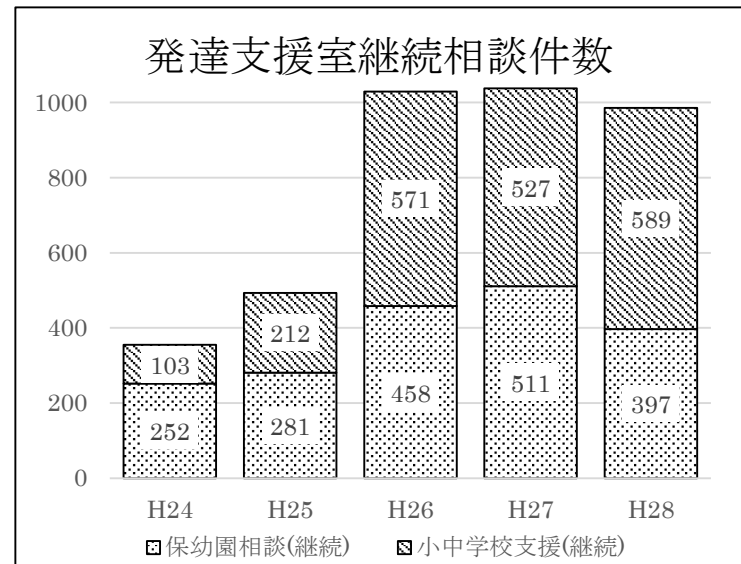
年齢が上がるにつれて新規相談件数が減っていることは、早期発見・早期対処が進められていると考えられます。



イ 継続相談回数

継続的な発達相談としては、定期的な相談として、本人・保護者との相談や発達検査を行っています。また、不定期に新たな困り感が出た時などに相談再開となるケースとがあります。

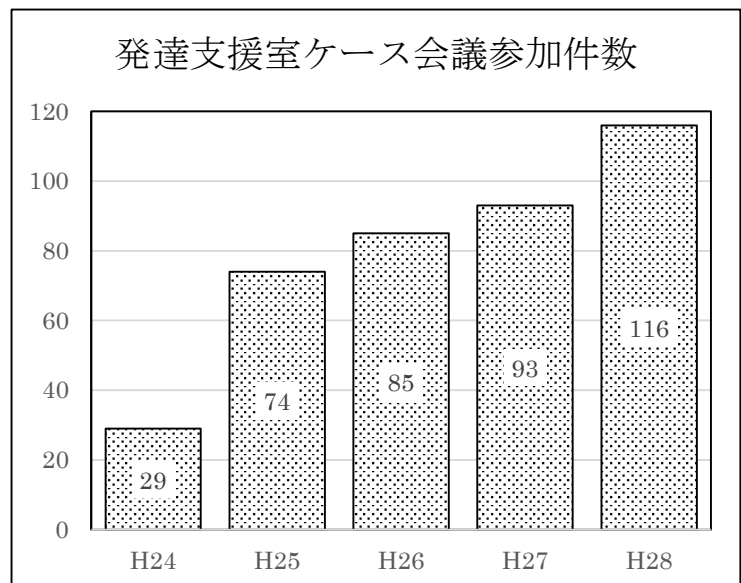
継続相談は年間のべ1000回程度の数になっています。



ウ ケース会議参加件数

発達支援室が関わる児童等について各校園で行われる個別ケース会議において、適切な支援方策等について、学校園に助言を行うことが多くなっています。

参加件数は年々増加しており、子どもたちへの支援を充実させるためには、学校園だけでなく、関係機関とも協働できる仕組みとなっています。



(10) 巡回相談・要請訪問の活用回数

学校園の特別支援教育を支える取組として、幼児課や学校教育課では、定期的な巡回訪問を各校園に年間1～2回行い、園内委員会や特別支援教育コーディネーターとの連携を図っています。また、小中学校には、特別支援学級訪問も実施され、特別支援学級での支援についての助言等を行っています。

発達支援室では、保育園に対しては、要請訪問という形で、発達相談や検査等を実施しています。小中学校に対しては、発達相談や検査、発達支援アドバイザーによる教職員への助言等を行っています。

発達支援室による校園訪問回数(回)					
	H24	H25	H26	H27	H28
要請訪問(園)	83	79	137	169	148
学校訪問(小中)	103	212	51	68	45

(11) 特別な支援を要する中学校3年生の進路動向

平成27年度首長部局等との協働による新たな学校モデル事業調査より、通常学級に在籍する特別な支援を要する生徒と特別支援学級在籍生徒の進学状況は次表のとおりとなっています。

種別	校 種		通常学級人数(%)	特別支援学級人数(%)
	課 程	学 科		
県立	全日制	普通科	82 (40.6)	4 (6.6)
		専門学科・総合学科	32 (15.8)	5 (8.2)
	定時制	普通科	7 (3.5)	1 (1.6)
		専門学科・総合学科	6 (3.0)	3 (4.9)
	通信制	普通科	0 (0.0)	2 (3.3)
	私立 (県内外)	全日制	普通科	23 (11.4)
専門学科・総合学科			16 (7.9)	5 (8.2)
定時制		普通科	6 (3.0)	0 (0.0)
		専門学科・総合学科	2 (0.9)	0 (0.0)
通信制・ 単位制		普通科	12 (6.0)	2 (3.2)
		専門学科・総合学科	0 (0.0)	1 (1.6)
県立養護学校高等部・高等養護学校			0 (0.0)	30 (49.2)
県立入所施設			0 (0.0)	6 (9.8)
家事手伝い・就職			5 (2.5)	0 (0.0)
その他 (転出 等)			7 (3.5)	0 (0.0)
合 計			202(100)	61 (100)

注：本データは、平成27年度首長部局等との協働による新たな学校モデル事業調査によるもので、調査の実施は平成24～26年度実績による。

2. 保幼園・学校における取組等の状況

(1) 園・校内委員会

各校園では、早期発見・早期支援のために、特別支援教育を推進する園・校内委員会が設置されています。校園長をはじめ、特別支援教育コーディネーターや担任など直接子どもと関わる立場からの状況を踏まえ、アセスメントを進め、今後の支援の方向性を決めていきます。また、幼児課や学校教育課とともに専門家の訪問日を設定し、各校園に対して、より具体的な支援のための助言をしています。

幼児課・学校教育課の訪問は年に1～3回設定され、各校園内での特別支援教育に関わる校園内委員会は、月に1～2回が設定されています。

(2) 特別支援教育コーディネーター

特別支援教育コーディネーターは、就学前（保育園9園、幼稚園4園、幼児園5園）、小学校9校、中学校3校の全30校園で指名されています。就学前では各園1～2名、小中学校では2名ずつ指名されています。

また、就学前と小中学校とで、特別支援教育コーディネーター会議を年間10回開催しています。

この会議では、特別支援教育巡回相談員や発達支援アドバイザーの指導助言を受けるとともに、特別支援教育について、子ども発達支援課員（幼児ことばの教室指導員、たんぽぽ教室指導員等）や通級指導担当者も参画して特別支援教育の在り方等が学べる会議としています。

年間計画につきましては、次のとおりです。

【平成29年度年間計画】

月 日	就学前	小中学校
4/25	特別支援教育コーディネーターの役割について・小中学校との合同会議	
	特別支援教育の取組み及び年間計画について	中学校区ごとの情報交換
5/23	特別支援学級と通常級等のシステムについて 園内委員会等の情報交換	情報交換 各校の支援状況について
6/27	就学指導委員会専門部会様式の記入実践について①	個別の教育支援計画・指導計画について 研修
7/25	就学指導委員会専門部会様式の記入実践について②	情報交換 各校の支援状況について
9/26	ワークショップ (擬似体験・発達の多様性を知ろう等)	情報交換 各校の支援状況について
10/24	就学前・小中学校合同研修会	
	事例検討等のグループ協議	情報交換 各校の支援状況について
11/28	事例研修会・情報交換等	情報交換 各校の支援状況について
1/23	事例研修会・情報交換等	研修
2/20	今年度のまとめ	中学校区別引継ぎ
3/1	小学校への引継会議	
	中学校3校連絡会議	

(3) 特別支援教育に関わる研修会の実施状況

特別支援教育に関わる研修会は、主に学校園で実施されているものと、教育研究所で実施されているものがあります。教育研究所で実施されている内容は、過去3年間で下表のようになります。

	就学前教育研修（特別支援教育）講座	小中学校教育研修（特別支援教育）講座
平成二十七年 度	「就学前で大切にしたいこと」 講師：栗東市特別支援教育 スーパーバイザー 北脇 三知也	I 「子どもの発達特性に基づく 学習支援のあり方」 講師：特別支援教育士スーパーバイザー 福井 芳彦
		II 「通常学級における特別支援教育の推進」 ～授業・学級づくりの実践を通して～ 講師：栗東市特別支援教育 スーパーバイザー 北脇 三知也
		III 「通常学級における特別支援教育の推進」 ～授業・学級づくりの実践を通して～ 講師：栗東市特別支援教育 スーパーバイザー 北脇 三知也
平成二十八 年度	「クラスの中の気になる子への かかわり方」 講師：大阪医科大学LDセンター 言語聴覚士 中島 順子	I 「学校現場と響きあい高めあい」 ～栗東市における巡回相談のあゆみから～ 講師：栗東市特別支援教育 スーパーバイザー 北脇 三知也
		II 「子どもが教えてくれたこと」 ～自閉スペクトラム症の子どもたちを中心～ 講師：野洲市教育委員会学校教育課 参事 細谷 亜紀子
		III 「通常学級における特別支援教育」 ～ユニバーサルデザインの環境づくり・ 授業づくり～ 講師：東京都日野市発達・支援センター長 宮崎 芳子
平成二十九 年度	「子どもと保護者のココロに寄り添う 丁寧な支援について」 ～これまでの実践事例を 紹介しながら～ 講師：大垣女子短期大学 教授 松村 齋	I 「発達支援をつなぐために幼稚園・小学校・ 中学校でできること」 講師：湖南省菩提寺小学校 校長 松浦 加代子
		II 「先生方の特別支援に関する指導の悩みや 子どもの課題を一緒に考えましょう」 (小グループ相談) 講師：栗東市通級指導教室 涌嶋 真理 足立 信子 清水 恵子 発達支援アドバイザー 福井 芳彦

3. 特別支援教育に関する、保護者や関係団体等からの意見聴取

ア 栗東市「手をつなぐ育成会」より

- ・特別支援学級の担当者が、専門的な知識や技能を身につけたり、研修したりする場が、さらに必要である。
- ・特別支援学級に在籍する子どもの保護者同士が、情報を交換したり、子育てについて話し合ったりする場が、以前と比べて少なくなっている。もっと学校や市が、そのような場を設定することも必要なのではないだろうか。
- ・よりよい子どもの指導や協力体制などについて、保護者と教員が意見を交わし合い、合意形成を図る場を増やすことが、子どもの成長につながると考える。
- ・卒業後の進路など、将来を見据えた支援の在り方について、保護者も教員も、学ぶべきである。
- ・作業所の人的配置や運営について、市はしっかりと把握しておくべきである。
- ・様々な障害種別の特別支援学級の設置など、環境の整備がなされている分、同時に教員の専門性の向上についても力を入れてほしい。

イ 栗東市「ことばの教室親の会」より

- ・小学生の通級希望者が年々増えており、市内3校では、十分な時間、通級することができていない場合もあるので、さらなる通級指導教室設置を望む。
- ・教科担任制、新しい人間関係、部活動、難しい学習内容等、新しい環境に戸惑う子ども多い上に、反抗期とも重なることもあって、支援の必要な子どもたちにとって、そのサポートは、当然必要であり、さらに中学校に通級指導教室が設置されることを望む。
- ・指導教員に関しては、年々通級児童が増えており、負担を心配している。体力的・精神的に良い仕事をしていただくには、誰しも十分な休息が必要であるので、増員を願っている。
- ・子どもたちに、正しい理解を促すには、指導員や教職員が常日頃から、自らの資質を向上させていただきたい。資質向上に向けて、特別支援教育についての研修を行ってほしい。
- ・高等学校等の支援体制についてわかりにくい面がある。高校入試での配慮や、入学前の引継について保護者に知らせてほしい。
- ・保護者の不安に寄り添い支えるための相談や研修の充実を、いっそう図っていただきたい。

以上のように、支援の充実を図るために増員、増設を望む意見や、教職員の専門性の向上を求める意見がみられました。

4. 栗東市内幼稚園、幼稚園、保育園、小学校・中学校教職員からの意見聴取

以下の内容で教職員の意見聴取を実施し、計画の策定の参考としました。

(1)趣旨

栗東市特別支援教育推進計画を策定するにあたり、特別な支援や配慮を必要とする児童等の指導等にあたっている教職員からの意見を聴き、本推進計画策定の参考とする。

(2)意見聴取を行った教職員

- ・特別支援教育コーディネーター(園 19 名、小学校 24 名、中学校 6 名)
- ・校園長、教頭(園 19 名、小学校 18 名、中学校 7 名)

(3)意見聴取の方法

- ・教職員に、栗東市特別支援教育推進ビジョン及び栗東市特別支援教育推進計画の骨子(案)を配付し、事前に所定様式にて意見等の記入を依頼。

基本指針1 円滑な接続の仕組みづくり

(1) 取組項目 1 接続の仕組みづくり

- 個別の教育支援計画ファイルを引き継ぐことで、校園の接続が円滑になり、情報共有ができるようになってきた。
- 保幼小連絡会や特別支援教育コーディネーター会議での連絡会を活用し、より具体的な支援を繋ぐことが出来るようになってきている。
- 入園前の情報が少ないことがあるので、乳幼児健診や生育歴等の情報把握が出来る仕組みづくりが必要である。
- 引継ぎ様式の統一や連絡会の設定等、確実な引継ぎができるような仕組みが、円滑な引継ぎにつながる。
- 個別の教育支援計画や引継ぎに関する資料作成等に要する業務量が多いと感じる。様式の簡略化等、事務量の軽減が求められる。
- 個別の教育支援計画の作成推進にあたり、市内各校園の推進状況にまだまだ開きがあると感じている。軌道にのるまでの間は、各校園の情報交換をしたり、推進上の課題に対するアドバイスを得たりする場があるとよい。
- 園と小学校、小学校と中学校の引継ぎ(接続)を丁寧に行っているつもりではあるが、重要としている観点にずれがあると感じることがある。

(2) 取組項目 2 就学支援の充実

- 就学相談、就学支援、ケース状況により訪問観察等を行うことで、就学支援の捉えや考えの方向性が明確になってきている。
- 個別の教育支援計画立案を保護者と共に行うことで、就学までのイメージを持ちながら、就学前で育てる力について共通理解を図る機会となった。
- 就学支援に関する推進体制が整備されているので、計画的に就学支援を進めることができる。
- 発達検査の数値だけでなく、児童を取り巻く様々な状況から判断をし、就学支援を行う必要がある。
- 就学先の決定だけではなく、進学後にも子どもや保護者、学校を支える支援の継続が望まれる。
- 就学先の中学校や就学前の園との連携をさらに密にしていく手立てが必要である。

基本指針2 園・学校と関係機関等との連携・協働

(1) 取組項目3 関係機関の園・学校への支援

- 関係機関より相談結果の情報を提示していただいたり、園訪問や巡回支援等を通して、専門家からアドバイスをいただいたりすることができ、保育に活かすとともに子どもの課題について共有することができた。
- 発達支援室、通級指導教室の巡回訪問でアドバイスをいただいたことで、児童の様子を知ることができ、子どもの発達に応じた合理的配慮について考えることができた。
- 通級指導教室の学校訪問により、担当者は、担任との連携がしやすくなった。
- 発達支援アドバイザーによる1年生の読み書きのスクリーニング等の支援を受けられたことが大変よかった。
- 通級指導教室の学校訪問は、前期後期丁寧に巡回し子どもの状況を把握してくださってありがたかった。
- 通級指導教室については本校に設置されているため、即座に相談することができ支援に生かすことができている。個別の教育支援計画ファイルを引き継ぐことで、校園の接続が円滑になり、情報共有ができるようになってきた。
- 今年度から、中学校にも通級指導教室が新設されたことで、受け入れが進むことを期待する。
- 中学校にも通級指導教室ができ、さらに担当の先生が市内中学校にも訪問して教室を開催してくださっているので、対象生徒も安心して通級することができる。
- 通級指導教室での支援方法を学校でも引き続き取入れ、連携した支援にしていくことが必要である。
- 発達支援室や通級指導教室の巡回相談だけでは、担任へのフォローアップが足りないと感じることがある。
- 幼児ことばの教室に通級していた児童の引継ぎがスムーズにできるよう、引継ぎ、連携していく仕組みづくりが必要である。
- 小学校の通級指導教室が市内3校ということもあり、受け入れの人数や時間等でまだまだ制限が大きい。

(2) 取組項目4 関係機関の継続的な支援

- 個別の教育支援ファイルの引継により、継続的に支援を受けることが出来た。
- 発達支援室の発達相談、発達検査の実施を随時依頼し、その都度対応していただき、スムーズに実施することができた。
- 検査結果等のフィードバックや助言を受けて、その後の支援に活かすことができた。
- 発達支援室からケース会議への参加をしていただき、支援の方向が見えてきた。
- 園から個別の教育支援計画や指導計画が作成されている子どもは、アセスメントの把握がしやすかった。
- 気になる児童について家庭児童相談室とも連携を密にすることができ、児童の発達検査の必要性を連絡してくださったのもありがたかった。
- 長期にわたる関わりをもっていただいている児童にとっては、保護者も含め安心して相談等を受ける

ことができている。

- 発達支援室の検査をされる先生が少なく、負担が大きいと感じる。人員の増員が必要である。
- 家庭児童相談室のスタッフの人数を増員し、要保護児童の支援をさらに進めたいところである。

(3) 取組項目5 関係機関の連携

- 「幼児ことばの教室」「通級指導教室」における指導の充実と教室間の連携が今後とも必要である。
- 生徒指導主事主任会、児童生徒支援主任会、特別支援教育コーディネーター会、要保護児童地域対策協議会等への相互参加を図り、また、障がい児・者の自立や支援に関わる会議等との連携を深める必要がある。
- 学校教育課・幼児課・子ども発達支援課の3課の連携とともに、福祉や医療面の連携が強化されることを、校園は期待する。

基本指針3 園・学校の支援力向上の推進

(1) 取組項目6 特別支援教育のバックアップ

- 巡回支援員、相談員の訪問により、現場の状況を相談することができ、指導やアドバイスを得ることで実践につなげることができた。
- 研修のおかげで特別支援教育コーディネーターを中心に体制が整えられるような職員間の理解ができた。
- 個別の指導計画作成の目的や表し方等について、発達支援アドバイザーに來校いただき、研修の場をもてたのがよかった。
- 巡回相談員の派遣を受けて、校内の課題を整理したり、担当教職員が支援の方向性を確かめたりすることができた。
- 特別支援教育支援員の派遣を受け、通常学級に在籍する特別な支援を要する児童の継続的、計画的な支援が行える。
- 通常学級における支援を要する児童について巡回相談員よりアドバイスを受け、担任の児童理解を深めることができた。
- 学校への特別支援教育支援員の配置は、本当にありがたい。
- 巡回相談や特別支援学級計画訪問において、専門的な立場からアドバイスをいただけて、教員の力量アップにつながっている。
- 全校児童数に対する通常学級における支援を要する児童の数の割合の増加、特別支援学級における児童数の増加の現状から、支援員の増員を望む。
- 巡回相談員の派遣を継続的にしていただくなどして、各学級のユニバーサルデザインの授業の構築を進めていきたい。
- 巡回相談員の派遣日程の調整が難しい。
- 巡回相談が、年2回(基本)なので、じっくりと時間をかけて見ていただけないケースがある。さらに回数を増やしてほしい。
- 特別支援と生徒指導、生徒支援の部会をそれぞれの担当者が連携して行い、常に情報交換をするなど、校園内委員会を充実させる必要がある。
- 特別支援教育支援員と支援の在り方や児童の様子について協議していく時間の確保が困難であ

る。

- 特別支援教育支援員の出勤時間や出勤日に限りがあるため、支援を希望している子どもそれぞれのニーズに合わせる事が難しい。
- 園内委員会の充実や職員のスキルアップに関して、時間的な問題や人員配置にも課題があり、なかなか進められていない現状である。

(2) 取組項目7 体系的な職員研修

- 特別支援教育の研修をすることで、職員一人ひとりの意識が変わってきた。
- 特別支援教育コーディネーターとしての力量が高まりつつあり、定期的に学ぶ機会があるとよい。
- 特別支援教育コーディネーター会があることで、市としての共通の支援の位置づけを確認しながら進めることができた。
- 特別支援教育コーディネーターについては、継続的に研修を行っているので、年々力量が上がってきているように感じている。
- 個別の教育支援計画等の扱いについては、今までは個々によって違ったりして、引継ぎの時の扱いについても迷いながらであったが、今年度の研修で理解できるようになった。
- インクルーシブ教育について、興味関心を持っている者とそうでない者とは研修の機会が均等にはならないため、必須の研修も持ちたいと思う。
- 個別の教育支援計画の理解に、まだまだ差がある。
- 市でも新しくコーディネーターや支援学級担任になった職員対象に夏に専門研修があるとよい。
- 数年前に、市内で悉皆の特別支援教育に係る研修が行われていたが、特に、若い教員に関しては、行う必要があるように感じる。
- 個人的に研修で得たことなどを、校内の研修などでおおしてみるものの、職員全体に共通理解を図ることは難しい。

(4) 取組項目8 特別支援学校との連携

- 就学に向けての教育相談等に保護者と共に学校の教育方針を把握したり、施設見学の実施をしたりすることで、就学先の選択の参考となった。
- 特別支援学校の教育相談システムが段階的になされ、対応していただけることは、入学に向けての準備をするうえで大変ありがたいと考える。
- 特別支援学校からの訪問相談は、専門的な知識や豊富な経験に基づく指導技術など、具体的な支援方法を聞ける貴重な機会である。
- 地域交流学习の継続実施は、地域における子どもたちのつながりの強化につながっている。
- 個別的な相談や懇談の機会について、入学が前提だけでなく専門的な視点から児童の対応について学べる機会があるとよい。

5. 栗東市における特別支援教育の課題

市全体の状況、学校における特別支援教育の取組等の状況、特別支援推進協議会や推進計画策定委員会での議論、また国や滋賀県の動向から、栗東市における特別支援教育の課題は次の8項目となりました。

(1) 接続の仕組みづくり

- | | |
|---|------------------------|
| 1 | 園・小学校・中学校の連絡会の充実 |
| 2 | 個別の教育支援計画の作成推進 |
| 3 | 引継ぎマニュアルの策定・普及 |
| 4 | 引継ぎシート（個別支援移行計画）の策定・普及 |
| 5 | 学齢期以降の進路先との連携 |
| 6 | 個別の教育支援計画の認証サービス |

(2) 就学支援の充実

- | | |
|---|-------------|
| 7 | 就学支援委員会への移行 |
| 8 | 就学相談の充実 |
| 9 | 就学後の支援の充実 |

(3) 関係機関等の園・学校への支援

- | | |
|-----|-------------------------|
| 1 0 | 乳幼児健康診査・相談後のフォロー |
| 1 1 | たんぼぼ教室、幼児ことばの教室の園訪問・連絡会 |
| 1 2 | 発達支援室の園巡回支援 |
| 1 3 | 通級指導教室の学校訪問 |

(4) 関係機関等の継続的な支援

- | | |
|-----|------------------------------|
| 1 4 | 発達支援室の発達相談・発達検査の実施、ケース会議への参加 |
| 1 5 | 家庭児童相談室要保護児童の支援 |
| 1 6 | 二次障がいに対する支援 |

(5) 関係機関等の連携

- | | |
|-----|----------------------|
| 1 7 | 幼児ことばの教室と通級指導教室の合同会議 |
| 1 8 | 各関係機関主催会議への相互参加 |

(6) 特別支援教育のバックアップ

- | | |
|-----|--------------------|
| 1 9 | 園・学校への巡回相談員の派遣 |
| 2 0 | 園・校内委員会の充実 |
| 2 1 | 園・校内研修・個別支援への専門職派遣 |
| 2 2 | 交流・共同学習の推進 |
| 2 3 | 特別支援教育支援員・支援加配の配置 |
| 2 4 | 通級指導担当者への支援 |

(7) 体系的な職員研修

- | | |
|-----|-------------------|
| 2 5 | 特別支援教育コーディネーターの研修 |
| 2 6 | 管理職や特別支援学級担当者等の研修 |
| 2 7 | 特別支援教育に関わる全教職員研修 |

(8) 特別支援学校との連携

- | | |
|-----|----------------------------|
| 2 8 | 特別支援学校のセンター的機能の活用 |
| 2 9 | 特別支援学級の専門性向上に向けた特別支援学校との連携 |

第3章 栗東市特別支援教育推進計画の基本理念

1. 基本理念

栗東市特別支援教育推進計画の基本理念を次のように定め、本市における特別支援教育を実施していきます。

- 園・学校が、一人ひとりの発達特性や障がいの状況に応じた適切な指導・支援を行えるよう、関係機関による支援の整備を図ります。
- 就学前から学校卒業後までのライフステージを見通した円滑な接続が行えるよう、園・学校と関係機関との連携・協働をすすめます。

本市においては、今すぐにフルインクルージョンを目指すのではなく、まず、インクルーシブ社会の実現に向けてのインクルーシブ教育であり、そのための授業のユニバーサルデザイン化や、学力向上に向けての取組を進めることが重要であると考えています。インクルーシブな社会の形成のために、教育の段階でできることは何なのかを再度考えた時、通常学級における特別支援教育を定着させることがその第一歩となることは明らかです。

では、特別支援教育とは、誰もが参加できる社会がインクルーシブな社会とすると、誰もが参加できる教育内容であり、参加するためにどのような工夫ができるのかを考えていくことになります。

そこで、本市においては、授業のユニバーサルデザイン化や授業改善を進めることで、通常学級における特別支援教育の充実を図っていくことを検討し、実施しています。しかし、通常学級における特別支援教育が深まりきっていないと感じられるのは、教職員一人ひとりに概念、理念が浸透していないことと、具体的な方針が示されていないことがあると考えられます。そのために、特別な支援を要する児童等への教育をどのように理解し、捉えていくのかを示していきます。

指導要領が改訂され、総則には、「発達の支援」がはいる、また解説には、「通常の学級にも、障害のある児童のみならず、教育上特別の支援を必要とする児童が在籍している可能性があることを前提に、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解することが不可欠である。(略)このような障害の種類や程度を的確に把握した上で、障害のある児童などの「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、指導に当たっていく必要がある。(略)」と示されています。

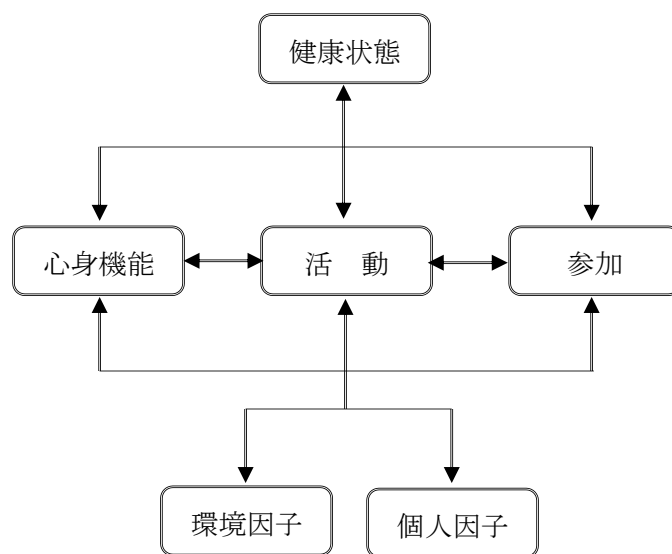
障がいがあることによって、「できなかったことをできるようにする」ことだけが特別支援教育ではなく、「障がいのある児童などの『困難さ』に対する『指導上の工夫の意図』を理解し、個に応じた様々な『手立て』を検討し、指導に当たっていく」ことが特別支援教育なのです。

では、この考えの基礎となっている考え方として国際生活機能分類(International Classification of Functioning, Disability and Health(以下 ICF))があります。この ICF は、障害の構造・概念の枠組みであり、人間の生活機能を【身体(心身)機能・身体構造】、【活動】、【参加】の3つの

次元で捉え、それらの生活機能は【健康状態】とともに、【環境因子】や【個人因子】といった「背景因子」にも、相互に作用し合っている、密接な関係があるとされています。

この考えをもとに、特別支援教育を捉え直すと、様々な困難さを持つ児童等がどのようにすれば、授業に「参加」できるのかを考え、どのような「活動」であればいいのか、今の「心身機能」の状況はどうなのか、「参加」「活動」「心身機能」がうまく働くための「環境因子」や、一人ひとりが持つ肯定的「個人因子」が調整されることにより、障がい障がいとならず、適切な支援によって社会的自立のためのスキルアップにつながるもの「健康状態」として考えていくことが重要となってきます。

これらの因子が互いに独立しているのではなく、すべての要因がそれぞれに相互作用しているという観点が必要であり、ICFは、障がいの肯定的な見方や社会参加の視点から捉え、障がいの状態を把握するための分類項目の体系であり、障がい者支援を総合的に見つめるアプローチとされています。この考え方をもとに、本市の特別支援教育を推進していくことを目指します。



心身機能	医療面での配慮事項はあるのか。医療領域からの見立て
活動	心理領域からの見立てはどのようなものか
参加	福祉・教育面からの見立て
環境因子	児の周りにある操作可能な環境要因
個人因子	どのような合理的配慮があれば、最大限の効果があるか
健康状態	自立のためにどのようなことができるようになるのか

2. 基本指針

栗東市特別支援教育推進計画の基本理念を基に、特別支援教育を実施していく上での指針を次の3つとします。

基本指針 1

就学前から学校卒業までの段階に応じた適切な指導・支援と、その後の支援が、円滑に接続できる仕組みづくりを進めます。

就学前から学校卒業までのライフステージを見通した引継体制を整え、一人ひとりの成長を支えていきます。

基本指針 2

園・学校での特別支援教育の取組を支え、相互に連携・協働する仕組みづくりに向け、関係機関の支援の充実を進めます。

関係機関の整備と充実を促進し、校園と連携し合う仕組みづくりをすすめます。

基本指針 3

園・学校で適切な指導・支援が行えるよう、保育者、教職員の取組の改善と充実を促進します。

児童生徒に適切な指導や支援が行えるよう、支援力の向上に向けた取組を行います。

第4章 栗東市特別支援教育推進計画における施策と具体的な取組

1. 基本施策1 円滑な接続の仕組みづくり

(1) 取組項目1 接続の仕組みづくり

1 園・小学校・中学校の連絡会の充実

〈担当：学校教育課・幼児課・子ども発達支援課〉

- ・各園と小学校の連絡会：幼稚園・幼稚園・保育園と各小学校の連絡会を開催し、就学前後の期間において円滑な接続の取組を進めます。
- ・小学校と中学校の連絡会：各小学校と各中学校の連絡会を開催し、入学前後の期間において円滑な接続の取組を進めます。

2 個別の教育支援計画の作成推進

〈担当：学校教育課・幼児課〉

- ・長期的な視野で切れ目なく支援の取組を進めるために、個別の教育支援計画の作成推進に努めます。

3 引継ぎマニュアルの策定・普及

〈担当：学校教育課・幼児課〉

- ・個別の教育支援計画の引継ぎや、移行期における接続を円滑に進めるため、「引継ぎマニュアル」を策定し、普及に努めます。

4 引継ぎシート（個別支援移行計画）の策定・普及

〈担当：学校教育課・子ども発達支援課〉

- ・義務教育を修了し、高等学校等へ進学する特別な支援を要する中学校3年生においては、これまでの支援のポイントを凝縮してまとめた「個別支援移行計画」を作成することに努め、個別の教育支援計画とともに引き継ぐ体制の確立に努めます。

5 学齢期以降の進路先との連携

〈担当：学校教育課・子ども発達支援課〉

- ・義務教育を修了する特別な支援を要する生徒について、個別の教育支援計画等の引継状況や進路動向を把握し、進学先との連携に努めます。

6 個別の教育支援計画の認証サービス

〈担当：子ども発達支援課〉

- ・作成された個別の教育支援計画について、子ども発達支援課が行う認証サービスの利用促進に努めます。

No.	具体的な取組	30年度	31年度	32年度
1	園・小学校・中学校の連絡会の充実	継続	→	→
2	個別の教育支援計画の作成推進	拡大	→	→
3	引継ぎマニュアルの策定・普及	マニュアルの作成	活用	→
4	引継ぎシート（個別支援移行計画）の策定・普及	引継ぎシートの作成	活用	→
5	学齢期以降の進路先との連携	検討	実施	→
6	個別の教育支援計画の認証サービス	継続	→	→

(2) 取組項目2 就学支援の充実

7 就学支援委員会への移行

(担当：学校教育課・幼児課)

- ・既存の就学指導委員会を、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「就学支援委員会」に名称を変え、機能の拡充を図ります。

8 就学相談の充実

(担当：学校教育課・幼児課・子ども発達支援課)

- ・就学後についても、就学先の学校に対して適切な情報提供を行ったり、必要に応じ「学びの場」の変更等について助言を行ったりして相談会の充実を図ります。

9 就学後の支援の充実

(担当：学校教育課・幼児課・子ども発達支援課)

- ・教育的ニーズと合理的配慮等について必要な支援について整理し、個別の教育支援計画の作成について助言を行います。

No.	具体的な取組	30年度	31年度	32年度
7	就学支援委員会への移行	実施	→	→
8	就学相談の充実	充実	→	→
9	就学後の支援の充実	検討	実施	→

2. 基本施策2 園・学校と関係機関等との連携・協働

(1) 取組項目3 関係機関等の園・学校への支援

10 乳幼児健康診査・相談後のフォロー

(担当：幼児課・子ども発達支援課・健康増進課)

- ・園に在籍する乳幼児（3歳半健診まで）の中で、個別配慮の必要がある場合に、その保護者が乳幼児健康診査で相談できる体制の構築をしています。乳幼児健康診査での様子等を保護者から聞き取るとともに、保健師や発達相談員から園での関わり方等について情報共有をし、その後の支援を継続できるようにします。

11 たんぽぽ教室、幼児ことばの教室の園訪問・連絡会

(担当：子ども発達支援課・幼児課)

- ・たんぽぽ教室は園訪問を年に1回行い、通室する幼児の保育参観や情報共有を行っています。また、園との連絡会も年間1回開催しています。さらに、次年度に就園や就学する幼児について、引継等を踏まえ、情報共有するとともに、園からたんぽぽ教室へ訪問し、通室状況の参観や懇談をして連携を図ります。
- ・幼児ことばの教室の園訪問は、通級する幼児や通級予定児についての保育参観と園との懇談会を年間2回（6月・2月）開催し、10月、11月には、連絡会として、幼児ことばの教室において参観・懇談をし、各園との連携を図ります。
- ・各園では、就学前からの個別の教育支援計画の作成を進め、小学校への円滑な引継体制を確立します。

1 2 発達支援室の園巡回支援

〈担当:子ども発達支援課〉

- ・地域生活支援事業巡回支援専門員整備事業を活用し、市内各園および学童保育所等へ発達相談員を派遣し、幼児児童へのアセスメントや職員へのコンサルテーションの充実に努めます。
- ・市内各園との協働で「ペアレント・トレーニング」を実施し、保護者の育児支援に努めると共に、保育者が保護者の育児を支えられるよう、「ティーチャー・トレーニング」を並行して実施していきます。

1 3 通級指導教室の学校訪問

〈担当：学校教育課〉

- ・通級指導教室「ことばとまなびの教室」の学校訪問を継続し、学校との連携を一層図ります。

No.	具体的な取組	30年度	31年度	32年度
10	乳幼児健康診査・相談後のフォロー	継続	→	→
11	たんぽぽ教室、幼児ことばの教室の園訪問・連絡会	継続	→	→
12	発達支援室の園巡回支援	継続	→	→
13	通級指導教室の学校訪問	充実	→	→

(2) 取組項目 4 関係機関等の継続的な支援

1 4 発達支援室の発達相談・発達検査の実施、ケース会議への参加

〈担当：子ども発達支援課〉

- ・園・学校および保護者の依頼に応じて、発達支援室で発達相談を行うことで家族を支え、必要に応じて発達検査等を実施することで客観的なアセスメントを行います。また、園・学校や要保護児童地域対策協議会が開催する個別ケース会議への参加協力に努めます。

1 5 家庭児童相談室要保護児童の支援

〈担当：学校教育課・幼児課・子ども発達支援課・子育て応援課〉

- ・本市要保護児童地域対策協議会の事務局である家庭児童相談室との連携・協働をすすめ、要保護児童への支援に努めます。

1 6 二次障がいに対する支援

〈担当：学校教育課・幼児課・子ども発達支援課・生涯学習課（少年センター）〉

- ・環境との不適合によって生じる二次障がいへの支援について、児童生徒支援室での教育相談や適応指導教室、巡回スクールカウンセラー、県スクールカウンセラー、県・市スクールソーシャルワーカー、少年センター、医療機関等との連携・協働に努めます。

No.	具体的な取組	30年度	31年度	32年度
14	発達支援室の発達相談・発達検査の実施、ケース会議への参加	継続	→	→
15	家庭児童相談室の要保護児童の支援	継続	→	→
16	二次障がいに対する支援	継続	→	→

(3) 取組項目5 関係機関等の連携

17 幼児ことばの教室と通級指導教室の合同会議

〈担当：学校教育課・幼児課・子ども発達支援課〉

- ・「幼児ことばの教室」「通級指導教室」における指導の充実と教室間の連携を図ります。

18 各関係機関主催会議への相互参加

〈担当：学校教育課・幼児課・子ども発達支援課・子育て応援課〉

- ・生徒指導主事主任会、児童生徒支援主任会、特別支援教育コーディネーター会、要保護児童地域対策協議会等への相互参加を図り、また、障がい児・者の自立や支援に関わる会議等との連携を深めます。

No.	具体的な取組	30年度	31年度	32年度
17	幼児ことばの教室と通級指導教室の合同会議	充実	→	
18	各関係機関主催会議への相互参加	継続	→	

3. 基本施策3 園・学校の支援力向上の推進

(1) 取組項目6 特別支援教育のバックアップ

19 園・学校への巡回相談員の派遣

〈担当：学校教育課・幼児課〉

- ・園・学校へ特別支援教育巡回相談員を派遣し、一人ひとりのニーズに応じた効果的な支援や障がいの有無にかかわらず、どの子ども活動に参加している実感を持ち、共に学び合う保育・授業づくりについて助言します。

20 園・校内委員会の充実

〈担当：学校教育課・幼児課〉

- ・園・学校における特別支援教育の推進体制として校内外委員会の充実を図ります。

21 園・校内研修・個別支援への専門職派遣

〈担当：学校教育課・幼児課・子ども発達支援課〉

- ・各校園における特別支援に係る研修等へ専門職を派遣します。また、具体的な支援のためのアドバイスを各教職員に対して行い、スキルアップを図り、支援力の向上をめざします。

22 交流・共同学習の推進

〈担当：学校教育課〉

- ・小・中学校等の通常の学級と特別支援学校や小・中学校の特別支援学級等との間で行うことが考えられます。関係者が互いにその必要性、意義等について十分に理解したうえで計画・実施します。

23 特別支援教育支援員・支援加配の配置

〈担当：学校教育課・幼児課〉

- ・特別支援教育支援員・支援加配を各校園に配置し、支援の充実を図ります。

24 通級指導教室担当者への支援

〈担当：学校教育課〉

- ・通級指導教室担当者に対して、教室の運営を支援するための専門職を派遣します。

No.	具体的な取組	30年度	31年度	32年度
19	園・学校への巡回相談員の派遣	継続	→	→
20	園・校内委員会の充実	充実	→	→
21	園・校内研修・個別支援への専門職派遣	充実	→	→
22	交流・共同学習の推進	充実	→	→
23	特別支援教育支援員・支援加配の配置	継続	→	→
24	通級指導担当者への支援	継続	→	→

(2) 取組項目7 体系的な職員研修

25 特別支援教育コーディネーターの研修

〈担当：学校教育課・幼児課〉

- ・特別支援教育コーディネーターの資質向上のための研修の充実を図ります。
- ・各教職員に対しての、通常学級における特別支援教育の進め方についての研修を企画します。

26 管理職や特別支援学級担当者等の研修

〈担当：学校教育課〉

- ・特別支援教育推進の中核として、特別支援教育や障がいに関する認識を深めたり、組織づくりや体制の整備等について充実させていくための研修の充実を図ります。

27 特別支援教育に関わる全教職員研修

〈担当：学校教育課・幼児課〉

- ・本市の特別支援教育の方針等を理解し、積極的に支援・指導について実践していくための研修を実施します。

(3) 取組項目8 特別支援学校との連携

28 特別支援学校のセンター的機能の活用

〈担当：学校教育課・幼児課〉

- ・特別支援学校の教職員を講師として招聘するなど、特別支援学校のセンター的機能を活用します。

29 特別支援学級の専門性向上に向けた特別支援学校との連携

〈担当：学校教育課・幼児課〉

- ・特別支援学級における指導の充実及び専門性向上のため、特別支援学校と連携していきます。

No.	具体的な取組	30年度	31年度	32年度
25	特別支援教育コーディネーターの研修	継続	→	→
26	管理職や特別支援学級担当者等の研修	実施	→	→
27	特別支援教育に関わる全教職員研修	実施	→	→
28	特別支援学校のセンター的機能の活用	実施	→	→
29	特別支援学級の専門性向上に向けた特別支援学校との連携	継続	→	→

第5章 各校園で取り組むこと

1. 教育的ニーズの把握

支援を必要とする児童等の実態把握・効果的な支援策の確立並びに交流・共同学習の推進のために、栗東市全体として特別支援教育の実施状況など、教育的ニーズの実態把握を行うための手立てを確立することが急務です。各学校園においては、それを適切に活用して実態を把握し、効果的な支援策を確立することが求められています。

交流及び共同学習を教育課程や個別の指導計画に位置づけ、ねらいを明確にし、年間指導計画や指導案を作成します。綿密な打合せにより共通理解を図るなど、計画的、組織的、継続的に交流及び共同学習を推進します。

2. 保護者・本人のニーズの把握

特別な支援を必要とする児童等に対しては、対象児の支援だけでなく、保護者・家庭への支援も含めて、その特性の把握を保護者とともに努めるとともに、その特性に応じた合理的配慮の提供及び保護者との合意形成については法律遵守の観点を尊重し、徹底します。

特別な支援を必要とする児童等が在籍する学級の教室環境については、その特性を把握するとともに学習の妨げとなると予想される環境要因については、極力排除されるように努めます。

3. 個別の教育支援計画の効果的な活用

個別の教育支援計画については、保護者及び医療、保健、福祉、労働等関係者と連携して作成し、適切な支援を行うための連携ツールとして効果的な活用を図ることが求められています。

なお、特別支援学級在籍児童生徒については、全員の個別の教育支援計画を作成し、本人の教育的ニーズを把握します。さらに、個別の教育支援計画については、実態把握及び支援の充実を図るため、毎年更新することを原則とし、継続的に作成及び活用を推進します。

4. 校園内委員会の効果的な運用

すべての保育園・幼稚園・幼児園、小学校、中学校において、特別支援教育に関する校園内委員会が設置され、特別支援教育コーディネーターが指名されています。

校園長のリーダーシップのもと、校園内委員会をより効果的に実施し、児童等一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行っていくことや、特別支援教育コーディネーターを中心とした教育相談ができる体制づくりを進めます。

5. 高等学校との連携

高等学校においても、発達障がい等により支援を必要とする生徒が増えてきている現状を踏まえ、中学校と高等学校及びその設置者である滋賀県教育委員会等との連携を一層強化します。

発達障がいについては、早期発見、早期支援をすることにより、思春期の行動について改善されることも多く見られる一方で、適切な支援が実施されないと二次障がいにつながり、集団に適応することが困難な場合もあるといわれています。また、高等学校進学以後については、保護者がそれまでに支援を受けていたことを周囲に知られたくない意向を持たれるケースも見受けられます。進学までに情報を整理し、保護者に情報提供することについての理解を進める必要があります。

- ①個別の教育支援計画を活用するなど、支援に係る情報について、高等学校とも共有し、一貫した支援を行うことができるよう連携を進めます。
- ②高等学校においては、卒業後、社会に出る生徒も多いことから、一貫した支援の一つとして、個別の教育支援計画の作成について連携します。

第6章 栗東市・関係機関に協力を願うこと

1. 共生社会に向けての充実

滋賀県は、平成26年度発行の特別支援教育ガイドブックの中で、合理的配慮と基礎的環境整備について次のように表記しています。

「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」、と定義した。なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。

障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。

(平成26年度発行の特別支援教育ガイドブック P135)

合理的配慮の充実を図る上で、基礎的環境整備の充実は欠かせないため、必要な財源を確保し、基礎的環境整備の充実を図り、共生社会の形成に向けた施策の優先順位を上げていくことも必要です。

2. 個別の教育支援計画の作成推進

個別の教育支援計画については、平成22年度活用開始以降、幾度かの改訂を行うなど、子ども発達支援課、教育関係各課で取組を進めています。以下のような取組により、個別の教育支援計画の作成推進を図ります。

- ①子どもたちに応じた支援を行うためのツールとして、引継が容易となるよう改善していきます。
- ②記載事項・内容について、より効果的な支援を実施できるような様式への変更等について検討を進めます。
- ③保護者への個別の教育支援計画に対する理解を促進し、必要な児童等には早期に作成できるように取り組みます。
- ④個別の教育支援計画の取扱については、プライバシーを保護し情報漏洩等がないように万全を期します。

3. 健康診査及び健康診断を活用した実態把握の充実

健康診査及び健康診断を通じて、子どもたちの発達の状況についての把握がなされています。以下のような取組を継続することにより、実態把握の充実を図ります。

- ①栗東市就学前支援検討部会等において、栗東市健康増進課から健診で課題がある乳幼児について情報提供を受けます。
- ②必要に応じてケース会議等を実施し、保育園、幼稚園、幼児園、小学校、中学校、特別支援学校及び各関係機関との連携を進めます。

4. 就学前支援機関との連携

就学前及び就学後の児童等において、発達に課題がある子どもたちの中には、たんぽぽ教室や幼児ことばの教室による支援を受けている場合があり、支援を必要とする子どもたちに適切な支援が行えるよう、さらなる連携を進めていく必要があります。そのため、たんぽぽ教室や幼児ことばの教室との連携を強化し、市全体の支援のネットワーク形成の一部としての体制整備を推進します。

5. 障がいにかかる相談等を専門的に行うことのできる機関の連携強化

栗東市児童生徒支援室や家庭児童相談室と発達支援室の連携を強化することにより、支援体制の充実を図ります。また、相談機関だけではなく、医療機関等との連携を推進していきます。

6. 家庭に対する支援の充実

障がいのある子どもたちの家庭に対しては、様々な面からの支援が必要です。今後はさらに家庭との連携及び支援を充実するために、以下のことについて検討します。

- ①障がいのある子どもたちの保護者との連携を深め、より効果的な個別ケース会議等を必要に応じて開催します。
- ②関係機関等との連携強化によりライフステージに応じた適切な支援を行います。
- ③乳幼児期から成人に至るまでの一貫した継続的な指導や支援ができるよう、個人情報の取扱に留意しながら、本人・保護者の理解と同意を得て、関係機関と必要な情報を共有し、支援を確実に引き継ぐために、個別の教育支援計画の有効性について学校園や保護者に周知します。

7. 地域や市民への周知

共生社会の実現のためには、学校園や保護者だけではなく、地域や市民へ障がい理解の啓発を進めていくことが必要となります。そのために、あらゆる機会をとらえて市民への正しい理解を広めていくことが重要です。

参考

1. 栗東市特別支援教育推進協議会設置要綱

平成 27 年 8 月 24 日

教委告示第 11 号

(設置)

第 1 条 障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び支援の充実を目指し、総合的な支援体制の整備を図るために、栗東市特別支援教育推進協議会(以下「協議会」という)を設置する。

(業務)

第 2 条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 栗東市の特別支援教育の振興に関すること。
- (2) 通級指導教室の通級に関すること。
- (3) 特別支援学級入級、特別支援学校への就学、指導に関すること。
- (4) 就学指導に関すること。
- (5) 発達支援室等、関係機関との連携に関すること。
- (6) その他、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、学識経験者、学校関係者、行政関係者から組織する。

2 協議会には、会長及び副会長を各 1 人置き、会長は園長会代表及び小中学校長会代表が隔年で就任し、副会長は委員の互選によって定める。

3 会長は、協議会を代表し会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員)

第 4 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから栗東市教育委員会教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、4 月 1 から翌年 3 月 31 日の 1 年とする。

3 委員が欠けたときは、補欠の委員を委嘱する。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し会長が議長となる。

2 会議は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ開くことができない。

(専門部会)

第 6 条 協議会に専門的業務をつかさどるため、必要に応じ専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が必要と認めれば設置することができる。

3 専門部会において協議された内容は、全体会(協議会)へ報告する。

4 専門部会は協議会委員により構成される。会長が必要と認める場合は、委員以外に専門的な知識を有する者が出席することができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則

この告示は、平成27年8月24日から施行し、同年6月25日から適用する。